

## 取組の柱 1

### **被災者の生活再建**

被災した市民一人ひとりに寄り添い、住まいと暮らしの再建や安定に向けた総合的な取組を進めます。

本市は、東日本大震災により、300名を超える市民の貴い生命が犠牲となったほか、全壊した建物が7,500棟を超えるなど、沿岸域を中心に甚大な被害が生じ、一時は約2万人の方々が避難所での生活を余儀なくされました。

そのため、市では支援物資の確保・配布はもとより、早期の復旧・復興を図る観点から、一時提供住宅への入居促進、り災証明の発行、義援金等の支給、市民税の減免措置等の実施などに取り組み、8月中旬には避難所の解消を図ることができました。

今後におきましては、被災された市民の皆様が、一刻も早く本格的な生活再建が果たせるよう、災害公営住宅の整備を図るとともに、雇用の確保や就職支援に取り組むほか、高齢者や子どもの見守りや心のケアに努めます。

また、被災者への的確な行政サービスが提供できるよう、情報の一元管理を可能とするシステムの構築を図るほか、広報紙、市ホームページをはじめ、様々な媒体を通して情報の発信に努めます。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故により、双葉郡などから本市に避難されている方々に対し、適切な行政サービスの提供に努めるほか、放射性物質による市民の不安を取り除くため、きめ細かいモニタリングの実施や健康管理対策を実施いたします。

## (1) 避難時の対応等

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
			取組期間					
1	避難住民等に対する買物支援 【商工観光部】	<p>□雇用促進住宅及び応急仮設住宅に入居する避難住民等に対し、移動販売、宅配等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年5月23日から平成25年3月31日まで</li> <li>・週1回以上</li> <li>・販売品目（生鮮食品、加工食品、日用品、衛生用品等）</li> <li>・県緊急雇用創出基金活用事業</li> </ul>	区分					
	新規・着手済							
2	災害時要援護者等への見守り活動等 【保健福祉部】	<p>□災害時要援護者リストに登録されている方の見守り・声かけ等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者リストの情報は、民生委員、消防団、自主防災組織で共有</li> <li>・高齢者のみ世帯には、災害時要援護者リスト登録の有無によらず、民生委員による見守りを実施</li> <li>・災害要援護者リスト登録者 2,590人（10/31現在）</li> </ul>	区分					
	既存・継続							

## (2) 住宅に係る支援

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
			取組期間					
3	被災者支援制度の活用に必要なり災証明を発行するため、現地調査及び発行する。 【行政経営部】 【財政部】	<p>□被災者支援制度の活用に必要なり災証明を発行するため、現地調査及び発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請件数：77,389件 発行済件数：76,276件 全壊：7,557件 大規模半壊：6,645件 半壊：21,794件 一部損壊：39,704件</li> <li>・再調査申請件数：11,616件 発行件数：8,498件</li> </ul>	区分					
	新規・着手済							

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
4	住宅の一時提供 【土木部】	<p>□住宅の倒壊等により自宅に居住できなくなった世帯等に、市内の雇用促進住宅、民間借上げ住宅及び県が設置した応急仮設住宅を一時提供する。</p> <p>○入居世帯数 (11/8現在)            ・応急仮設住宅 133世帯            ・雇用促進住宅 554世帯            ・教職員住宅 6世帯            ・民間借上げ(特例分含む) 2,349世帯            合 計 3,042世帯</p>	取組期間					
	区分	○入居期間 2年間						
5	一時提供住宅入居者への生活再建のための支援 【行政経営部】	<p>□一時提供住宅入居者の生活の自立再建を支援するため、専門家による無料相談会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施箇所 市内3箇所を予定</li> <li>・専門家 ファイナンシャルプランナーを予定</li> <li>・実施内容 平成24年8月から毎月3回開催予定 県と連携しながら取り組む</li> </ul>	取組期間					
	区分	※復興交付金活用検討中						
6	災害公営住宅の整備 【土木部】	<p>□東日本大震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい低所得世帯の方が、安心して生活できるよう低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備する。</p> <p>○整備予定戸数 1,000戸から1,500戸程度</p>	取組期間					
	区分	※復興交付金活用検討中						
	新規・未着手							

## (3) 生活資金の提供等

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
7	義援金の受入れ、配分 【保健福祉部】	<p>□被災された方々に対する生活支援を目的として義援金を受付け、その配分を行う。</p> <p>&lt;受入れ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月17日から</li> <li>・被災者生活支援 2,199件 673,132,456円</li> <li>・災害復旧・復興 2,068件 674,295,636円</li> </ul> <p>&lt;配分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月16日から</li> <li>・対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>①住家が全壊又は半壊した世帯</li> <li>②東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内に居住していた世帯</li> </ul> </li> <li>・支給実績（11月10日現在） 27,223件 1,361,150千円</li> </ul>	取組期間					
8	災害援護資金の貸付 【保健福祉部】	<p>□り災証明「半壊以上」の被災者に対し、援護資金を貸付けするもの。</p> <p>&lt;対象世帯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯主が概ね1ヶ月以上の療養をする負傷</li> <li>②家財の1／3以上の損害</li> <li>③住居の半壊または全壊、流出</li> </ul> <p>※所得制限あり</p> <p>&lt;貸付限度額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・150万円から350万円以内</li> </ul> <p>※個別の状況に応じて変わる</p> <p>&lt;貸付実績（11月11日現在）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・565件 1,064,950千円</li> </ul>	取組期間					

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
9	市被災救助費等の支給 【保健福祉部】	<p>□被災された方々に対する生活支援等を目的として、市被災救助費等を支給する。</p> <p>&lt;受付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月29日から</li> </ul> <p>&lt;配分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年4月22日から</li> </ul> <p>○市被災救助費 (救助金)</p> <p>&lt;実績：23,335件 2,197,240千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全焼、全壊した場合、1世帯につき10万円、被災者1人につき2万円</li> <li>・半焼、半壊した場合、1世帯につき5万円、被災者1人につき1万円</li> <li>・床上浸水した場合、1世帯につき3万円</li> </ul> <p>(弔慰金)</p> <p>&lt;実績：316件 62,100千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者1人につき、大人20万円、義務教育終了前までの小人10万円</li> </ul> <p>○災害弔慰金</p> <p>&lt;実績：275件 792,500千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 災害により死亡された方の遺族</li> <li>・金額 受給遺族の生活維持者が死亡500万円、その他250万円</li> </ul> <p>○災害障害見舞金</p> <p>&lt;実績：0件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た方</li> <li>・金額 生活維持者 250万円、その他125万円</li> </ul>	取組期間					
10	緊急的な雇用の確保 【商工観光部】	<p>□県の緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用の確保を図る。</p> <p>○採用人数：512人 (平成23年10月末現在)</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用事業：107人</li> <li>・重点分野雇用創出事業：104人</li> <li>・地域人材育成事業：55人</li> <li>・震災対応事業：246人</li> </ul>	取組期間					
11	就職応援サイトの開設 【商工観光部】	<p>□インターネット上に就労支援コンテナツを設置し、求職情報や雇用確保に向け、震災関連の情報を含めた各種支援制度等を総合的に情報発信することにより、求職者の雇用の安定と市内中小企業の雇用支援を図る。</p> <p>○サイト開設日：平成23年7月29日</p> <p>○登録状況（平成23年10月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録事業所数 345事業所</li> <li>・求人掲載事業所数 125事業所</li> </ul> <p>○アクセス状況（平成23年10月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総アクセス数 7,606件</li> <li>・パソコン4,469件</li> <li>・携帯電話3,137件</li> </ul>	取組期間					
	区分 新規・着手済							

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
12	市県民税等の減免、納期限の延長 【財政部】 【市民協働部】 【生活環境部】 【水道局】	<p>□被災者の状況に応じ、市県民税等の減免を行う。  <input type="checkbox"/> 納税通知書の発送を延期し、納期限の延長をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市県民税</li> <li>・固定資産税</li> <li>・都市計画税</li> <li>・軽自動車税</li> <li>・入湯税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・下水道使用料</li> <li>・地域汚水処理施設使用料</li> <li>・農業集落排水処理施設使用料</li> <li>・下水道事業受益者負担金</li> <li>・農業集落排水事業分担金</li> <li>・水道料金</li> </ul>	取組期間					

## (4) 被災者の見守りと心のケア

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
13	一時提供住宅入居者の訪問活動の実施 【保健福祉部】	<p>□市内の一時提供住宅に避難している方々を訪問し、心身のケアを必要とする方に対し、必要な支援を行う。</p>	取組期間					
14	一時提供住宅入居高齢者の見守り活動の実施 【保健福祉部】	<p>□市内の一時提供住宅に避難している在宅高齢者世帯を安否確認のために定期的に訪問する。  <input type="checkbox"/> 訪問時に気になる高齢者等を把握した場合には、担当の地域包括支援センターへ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年6月1日から平成25年3月31日まで</li> <li>・県緊急雇用創出基金活用事業</li> </ul>	取組期間					
15	一時提供住宅入居障がい者への訪問活動の実施 【保健福祉部】	<p>□市内の一時提供住宅に避難している障がい者を訪問し、環境変化に伴う悩みや課題に関する相談を受ける。  <input type="checkbox"/> 必要とされる障害福祉サービス等に関する相談を受け、支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間 平成23年6月1日から平成25年3月31日まで</li> <li>・雇用人数 2人</li> <li>・県緊急雇用創出基金活用事業</li> </ul>	取組期間					

## (5) 情報の提供と発信

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
			取組期間					
16	被災者情報の一元管理（システムの導入） 【行政経営部】 区分 新規・着手済	□被災者に対し的確な行政サービスを提供できるよう、被災者に関する情報を一元管理する。  ・平成23年12月1日から稼動 ・効果 ①各種情報一元管理による行政サービスの適正給付管理 ②り災証明との連動による速やかな行政サービスの提供 ③被災者住所の適正管理						
17	生活再建のための総合的な相談窓口の設置 【行政経営部】 区分 新規・着手済	□被災した市民の住宅や生活再建に係る各種相談等に迅速かつ効果的に対応するため、総合的な相談窓口を設置する。  ・平成23年3月17日から総合電話相談開始（消防本部内） ・平成23年3月29日から総合相談窓口設置 ①場所：文化センター2階 ②窓口：り災、見舞金等、損壊家屋の撤去等、税関係、被災商工業者への融資・補助制度の相談等、住宅の応急修理、農林水産業への融資制度等、小中学校の転入・転出等 ・平成24年4月から、新たに「生活再建市民総合案内窓口」を開設予定	取組期間					
18	津波被災地区の住民への情報発信 【市民協働部】 区分 新規・着手済	□津波被災地区の住民は、市内・外で避難生活を送っていることから、地域コミュニティの維持・再生のため、復興に向けた取り組みや住民の方々の身近な話題、生活情報等を掲載した「ふるさとだより」を作成・配布する。  ・対象地区：久之浜、四倉、平、小名浜、勿来 ・発行：基本的に毎月1回、10,000部 ・配布：津波被災の対象地区の方 まちづくり協議会等 支所、公民館等 ・県緊急雇用創出基金活用事業	取組期間					

No.	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
			取組期間					
19	市外に避難している市民への情報発信 【行政経営部】	<p>□東日本大震災、及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの市民が市外に避難している状況であることから、市外に避難している市民への支援の取組みとして、避難先における生活の不安解消と、一日でも早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目標に適切な情報発信を行う。</p> <p>また、情報発信の手法の一つとして、県が予定している電子回覧板（デジタルフォトフレーム）の活用も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布内容 (11/18分) 広報いわき11月号 生活再建に向けた各種制度の概要 いわき市の放射線に対する取組み 原発避難者特例法に関するお知らせ</li> </ul>	区分					
20	復興に向けた情報発信の強化 【行政経営部】	<p>□市公式ホームページのトップページの構成を変更し、「災害関連メニュー」を設け、震災に係る情報を一元的に提供する。</p> <p>□テレビを通じた広報について、従来のテロップ及び音声による手法に加え、新たに実写映像を中心とした番組を作成し、復興に向けた市の取組みの様子や市政の動きを分かりやすく発信する。</p>	区分					
21	被災者生活再建支援パンフレットの作成・配布 【行政経営部】	<p>□被災者に対する支援制度は多岐に渡るため、支援メニューなどをまとめたパンフレットを作成、配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度発行予定 41,200部</li> <li>・改訂状況 第2版発行中</li> <li>・市内各公共施設等へ配備</li> <li>・市ホームページでも公表中</li> </ul>	区分					
	新規・着手済		新規・着手済					

## (6) 市外からの避難者への対応

No.	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
			取組期間					
22	本市に避難している人への適切な行政サービスの提供 【行政経営部】	<p>□市外の避難者が本市の一時提供住宅などに多数入居している現状を踏まえ、原発避難者特例法に基づく特例事務を踏まえながら、適切な行政サービスの提供を行う。</p> <p>※平成24年1月1日より原発避難者特例法に基づく特例事務の実施</p>	区分					
	新規・着手済		新規・着手済					

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
23	双葉郡8町村との協議・連携 【行政経営部】	<p>□双葉郡から本市へ避難してきている避難者に適切な支援を行うため、双葉郡8町村との協議・連携を図る。</p> <p>・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①双葉郡8町村長との意見交換会の実施（平成23年11月25日現在2回開催）</li> <li>②事務レベルでの会議の実施</li> <li>③出張所の場所の提供 浪江町出張所の設置にあたり、市文化センターを提供</li> </ul>	区分 新規・着手済	取組期間	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

## (7) 適切な放射線対策の実施

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
24	安定ヨウ素剤の配付 【保健福祉部】	<p>□安定ヨウ素剤の備蓄及び更新購入を実施するとともに、市民に生じている放射能に対する不安を払拭するため、定期的に安定ヨウ素剤を配付する。</p> <p>&lt;平成23年3月18日から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳から39歳まで 丸薬（消費期限3年）</li> <li>・0歳から2歳まで シロップ（消費期限 半年）</li> </ul> <p>&lt;平成23年12月に再配付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から39歳まで 丸薬</li> </ul>	区分 新規・着手済	取組期間	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
25	県民健康調査の拡大実施 【保健福祉部】	<p>□福島県が実施する「県民健康管理調査」に加えて、市として検査が必要と思われる項目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液検査、尿検査 [18歳以下の市民]</li> <li>・母乳検査 [市内の産婦]</li> <li>・内部被ばく検査</li> </ul> <p>※平成23年11月21日よりホールボディカウンターの活用を開始</p>	区分 新規・未着手	取組期間	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
26	放射線スクリーニング検査の実施 【保健福祉部】	<p>□放射線スクリーニング検査を実施する。</p> <p>□汚染や被曝の程度により、除染や緊急被曝医療機関等に搬送の手続きを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月13日から</li> <li>・実施件数 38,046件（平成23年10月末現在）</li> <li>・除染対象者 本市において該当なし</li> </ul>	区分 新規・着手済	取組期間	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

No	取組名	取組内容	区分	H23	H24	H25	H26	H27
27	妊婦及び乳幼児に対する積算線量計の貸与 【保健福祉部】	<p>□妊婦や子どもを持つ親の不安の解消のため、県の線量計等緊急配備支援事業を活用し、線量計を購入し、貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年10月17日から</li> </ul> <p>※貸出期間は5週間以内（※延長可能）</p> <p>(対象者) &lt;平成23年10月17日から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子健康手帳の交付を受けている妊婦</li> <li>・平成20年10月1日以降に生まれた乳幼児の保護者</li> </ul> <p>&lt;平成23年11月21日から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年4月2日から平成20年9月30日生の未就学児童の保護者</li> </ul>	区分	取組期間				
28	モニタリングの実施 【行政経営部】 【関係各部等】	<p>□放射性物質による市民の不安を取り除くため、きめ細かいモニタリングを実施し、情報提供を行う。</p> <p>□放射線に関する正しい知識の普及等に取り組む。</p> <p>(主な取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域での放射線量の測定（支所等にて実施）</li> <li>・保育所、幼稚園、小中学校での放射線量の測定</li> <li>・飲料水や食品等の検査体制の充実・強化（ゲルマニウム半導体検出器などによる測定の実施）</li> </ul>	区分	取組期間				
29	市放射線量低減アドバイザー等の設置 【行政経営部】	<p>□放射線低減に向け、市放射線量低減アドバイザーを設置し、放射線量低減に向けた本市の一体的な取組体制の構築を支援いただく。</p> <p>(アドバイザーを活用した取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種施策への指導等</li> <li>・市民相談</li> <li>・各種講演会等の講師</li> <li>・サポーターの発掘及びコーディネート</li> </ul>	区分	取組期間				
30	原子力災害に関する損害賠償請求の円滑化 【行政経営部】	<p>□国及び東京電力㈱に対し、県と連携しながら、原子力災害に伴う損害について適切な補償を受けられるよう、強く求めるとともに、損害賠償の円滑化等に取り組む。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正で迅速な損害賠償に関する国や県への働きかけ</li> <li>・本市への原子力損害賠償支援センターなどの常設に向けた取り組み</li> <li>・損害賠償に関する情報提供、請求支援等</li> </ul>	区分	取組期間				
	新規・着手済		新規・着手済					